

ボートレースチケットショップ神戸新開地における
場外及び場間場外発売事務委託

公 募 要 領

令和7年9月

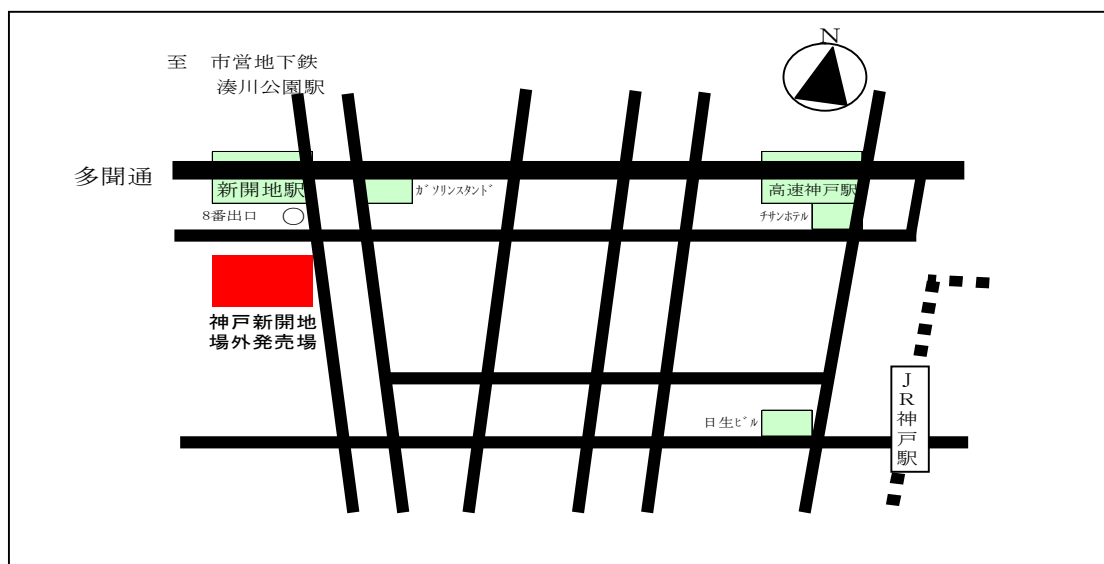
神戸新開地場外発売場（以下「ボートレースチケットショップ神戸新開地」という。）
では、令和８年３月３１日に現包括事務委託の期間満了に伴い、新たに委託する事業者
を公募します。

ボートレースチケットショップ神戸新開地の概要、委託する事務の概要、及び公募概
要は次のとおりです。

I ポートレースチケットショップ神戸新開地の概要

1 所在地

兵庫県神戸市兵庫区新開地４丁目６番１９号



2 施行者（設置者）

尼崎市、伊丹市、大阪府都市ボートレース企業団及び箕面市

3 施設所有者

神戸新開地ビル株式会社

4 建物構造

地下２階、地上７階 鉄骨鉄筋コンクリート造

5 設備・収容人数

(1) 各階の構成

7 階	事務室、会議室
6 階	特別指定席 (54席)、個室(1室、2人収容)
5 階	指定席 (115席)、個室(1室、6人収容)、 グループシート(2ブース、8人収容)
4 階	一般席 (1, 363人収容)
3 階	一般席 (1, 363人収容)
2 階	一般席 (1, 363人収容)
1 階	総合受付、レストラン、売店、救護室、警備本部
B1階	一般席 (1, 380人収容)
B2階	管理室、更衣室、控室

※ 具体的には参加申込み時に配布する「施設平面図等」を参照してください。

(2) 設 備

窓口数	6 階	:	9 窓 (機械 6 窓・有人 3 窓)
	5 階	:	9 窓 (機械 8 窓・有人 1 窓)
	4 階	:	13 窓 (機械 12 窓・有人 1 窓)
	3 階	:	15 窓 (機械 13 窓・有人 2 窓)
	2 階	:	17 窓 (機械 16 窓・有人 1 窓)
	B1階	:	8 窓 (機械 7 窓・有人 1 窓)

6 発売日数

年間365日程度

7 発売時間

午前10時からナイターレース終了時まで

8 発売場数

1日最大10場併売(デコーダ8台、内2台リレー発売可)

Ⅱ 委託する事務の概要

1 趣 旨

ボートレースチケットショップ神戸新開地における4施行者（尼崎市、伊丹市、大阪府都市ボートレース企業団及び箕面市）の場外発売、及び当該4施行者以外の施行者から尼崎市が受託した場間場外発売に係る事務のうち、原則として施行者固有事務を除く事務全般を事業者へ委託します。

2 委託事務内容

主な委託事務は次のとおり。

- (1) 勝舟投票券の作成事務
- (2) 勝舟投票券の発売事務
- (3) 払戻金及び返還金の交付事務
- (4) ボートレースチケットショップ神戸新開地の秩序維持事務
- (5) 前4項目に関連する事務
- (6) ボートレースチケットショップ神戸新開地の運営に関する業務

ア 発売設備、払戻設備、映像設備、集約設備等の保守

イ 場内放送及び映像放映

ウ 広報宣伝

エ 場内外の警備業務

オ 監視カメラ等の保守

カ 場内外の清掃業務

キ 公金取扱事務

ク 出走表の作成、印刷業務

ケ 総合払戻事務

コ その他付帯業務

※ 具体的には「仕様書」を参照してください。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

ただし、契約は単年度とし、特に契約の解除理由に該当しない限り契約期間内は自動更新することとします。

4 応募者

(1) 資格要件

ア 単独事業者又は複数の事業者により構成された共同事業体（ただし、共同事業体の場合は代表者1者を明記し、代表者は他の事業者の債務全てについて責任を持つこと。また、代表者は窓口役を担うこと。）

イ 応募者（共同事業体の場合は共同事業体又は構成者の全員）は警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けていること。

ウ 全国のボートレース場（外向発売所を含む。）、ボートレースチケットショップ等において、勝舟投票券の発売などの運營業務の実績を過去5年間で1年以上有すること。

エ 本市の指定する仕様に基づくボートレースチケットショップ神戸新開地包括運營業務を提供できること。

オ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(2) 応募者の制限

次の事項に該当する者は応募できません。また、参加申込書の受付期間終了から契約締結の日までの間に応募者が当該事項に該当することとなった場合は、当該応募者を失格とします。

ア モーターボート競走法施行規則第2条第2項各号に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により一般競争入札への参加を制限される者及び同条第2項第1号から第6号に該当する者

ウ 尼崎市から現に入札参加停止を受けている者

エ 経営不振の状態（破産手続、会社更生手続その他類似の手続きが開始されたとき又は手形取引停止処分がなされたとき）にある者

オ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げるものがその経営に実質的に関与している者

- ① 宗教の教義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- ④ 尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- ⑥ 尼崎市長又は尼崎市公営企業管理者が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

5 選定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、審査委員会で応募者から企画提案内容についてプレゼンテーション、ヒアリングにより、施行者収益及び業務遂行の質的な面（業務効率化、売上向上など）を総合的に評価のうえ、委託する予定の事業者（以下「契約予定者」という。）を選定します。

- (1) プレゼンテーション、ヒアリング審査の実施時間は、50 分程度（プレゼンテーション：約 30 分、ヒアリング：約 20 分）を予定しております。
- (2) プレゼンテーション、ヒアリング審査において出席できる人数は、最大 4 名までとします。
- (3) プレゼンテーション、ヒアリング審査の選定方法は以下（「Ⅲ公募概要」）」に示す評価基準に基づき、企画提案内容及び収益面を総合的に評価、比較検討し、その合計点による順位付けを行い、第 1 順位の者を契約予定者として選定します。
- (4) プレゼンテーションに参加しない場合、企画提案書を提出しても選定の対象外となります。
- (5) 応募書類やプレゼンテーション内容に関する詳細を確認する必要がある場合、応募者は速やかに回答するものとします。

- (6) プレゼンテーション、ヒアリング審査の選考結果は、後日文書により応募者が指定した宛先に送付します。

6 再委託の取扱い

契約予定者は、受託した事務について全部を一括して他者に委託し、請け負わずことはできませんが、やむを得ず事務の一部（公金取扱事務を除く。）を再委託する場合、あらかじめ尼崎市と協議し、事前に文書による承認を受けることとします。

また、この場合契約予定者は再委託する事業者に対して指揮、監督責任を負い、尼崎市に対して使用者責任を負うこととなります。

Ⅲ 公募概要

1 スケジュール

募集等に関するスケジュールは次のとおりです。（やむを得ない事情により予定を変更する場合、速やかに連絡します。）

- | | |
|--|-----------------------|
| (1) 公募要領の配布 | 令和7年 9月 8日～令和7年 9月25日 |
| (2) 参加申込書提出 | 令和7年 9月 8日～令和7年 9月25日 |
| (3) 質問受付期間 | 令和7年 9月 8日～令和7年 9月26日 |
| (4) 質問回答 | 令和7年10月10日までの間 |
| (5) 企画提案書の受付 | 令和7年10月10日～令和7年11月 6日 |
| (6) 書類・資格の審査 | 令和7年11月 6日 |
| (7) プレゼンテーション
及び選定委員会の開催
(契約予定者選定) | 令和7年11月17日（予定） |
| (8) 審査結果の通知 | 令和7年11月下旬（予定） |
| (9) 提案内容に対する協議・調整 | 令和7年12月中旬～令和8年3月中旬 |
| (10) 契約書等の締結 | 令和8年3月下旬 |

2 評価基準

以下の点に基づいて評価を行い、応募者を順位付けし、第1順位の者を契約予定者として選定します。【100点満点】

(1) 実施計画について

ア 業務遂行に当たっての基本方針・業務フロー【10点】

- ・基本方針は公営競技の目的を理解したうえで書かれているか
- ・受託業務全体の進め方や方針が具体的に示されているか
- ・受託事業者としての積極的な考え方が示されているか など

イ 運営組織及び執行体制並びに危機管理体制【10点】

- ・円滑に運営できる組織体制、投票所等の配置であるか
- ・法令順守や機密保持、不測の事態への対処が考慮されているか
- ・従事員の雇用や労働条件に配慮しているか など

ウ ファンサービス向上策及び集客、売上向上策【10点】

- ・効果的・効率的な方策が講じられているか
- ・施策の対象が十分に考えられているか
- ・広報戦略が十分に考えられているか など

エ 業務効率化策【10点】

- ・十分な効率化・合理化が図られているか
- ・人員配置等が効率的か
- ・警備等、安全面で問題はないか など

オ その他、独自の工夫・特色など【10点】

- ・社会や地域への貢献が考えられているか
- ・高額購買層を効果的に囲い込みできるような施策があるか
- ・過去の経験やノウハウが活かされているか（PDCAがなされているか） など

(2) 施行者収益について【20点】

- ・適切な売上予測になっているか
- ・売上に応じた適切な収益の設定であるか
- ・費用見積は現実的かつ適切な設定であるか など

(3) 事業継続性について【20点】

- ・ ネット投票ではなく場外発売場を必要とするニーズに合致する取組であるか
- ・ 将来的に継続運営することを見据えた提案であるか
- ・ 売上減少傾向への対策として現実性がある提案であるか など

(4) 総合評価について【10点】

- ・ 業務の企画・立案及び執行等において受託事業者として能力を十分に発揮できるか
- ・ 提案全体にわたって、実現可能性が高いものであるか
- ・ 資力、経験など委託期間全期にわたる契約遂行能力があるか
- ・ 収益保証条件や経費の見積における費用対効果が十分に見込めるか など

3 提案要領

(1) 提案に当たっての基本的事項

ア 企画提案における前提条件は別紙のとおりとします。なお、基本的事項（前提条件）は現時点のものであり、制度改正等（消費税率改正含む）により変更される可能性があります。

イ 運營業務委託料による消費税及び地方消費税は内税として積算すること。

ウ 企画提案に要する経費は全て応募者が負担すること。

エ 既定概念にとらわれず、実行力ある斬新なアイデア・運営方法・手法を取り入れた企画を提案すること。

オ 企画提案にあたっては業務改善や施行者収益等について具体的に提案するとともに、安全かつ円滑な運営が行われるよう十分に配慮して提案すること。

カ 市が提示する基礎資料の取扱いは原則企画提案書作成に携わる者以外は閲覧できないよう配慮し、情報の漏洩が生じないよう厳重に管理すること。また、基礎資料はプレゼンテーション(令和7年11月中旬)に持参し、必ず返却すること。

キ 応募書類として提出される全ての資料は、採否等理由の如何を問わず返却しません。また提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。(庁内及び審査会での使用に限ります。)さらに、応募書類は尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。(ただし、同条例第7条第3号に該当する、「公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」については、不開示とします。)

(2) 企画提案方法

ア 企画提案書の提出

企画提案書には下記項目についての考え方や提案等を記述すること。

- ① 業務遂行にあたっての基本方針等
- ② 運営組織・執行及び危機管理体制
- ③ その他ファンサービス向上策、集客、売上向上策など独自の工夫、特色
- ④ 施行者収益（売上に対する収益率）
- ⑤ 年度別年間売り上げ見込み（令和８年度～１０年度）
- ⑥ 会社概要、関連事業実績、会社の財務状況を示す次の書面
 - ・ 法人等の定款及び登記事項証明書（参加申込日前３か月以内に取得したもの）
又はこれに準ずる書類
 - ・ 法人等の決算関係書類（直近１年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書）又はこれに準ずる書類
 - ・ 法人等の予算関係書類（直近１年分の事業計画書、資金収支計算書）又はこれに準ずる書類
 - ・ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程、その他法人等の諸規程類）
 - ・ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
 - ・ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近１年分）
 - ・ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
 - ・ 全国のボートレース場、ボートレースチケットショップ等の場外発売場及び外向発売所において勝舟投票券の発売などのボートレース関係事業に関する業務実績を記載した書類（原則として、過去１年間を対象として記載のこと。）

4 留意事項

- (1) 応募者は応募書類の提出をもって本要項に記載された内容を承諾したと見なします。
- (2) 一度受理された応募書類は、明らかな間違い、軽微な修正等を除き内容変更は一切認めません。
- (3) 尼崎市が追加で資料の提出を求めた場合には、迅速に対応すること。

(4) 次のいずれかに該当する応募は受け付けません。

ア 企画提案書の提出部数、提出方法、提出先及び期限等、示された条件に適合していない場合

イ 企画提案書に虚偽の記載がある場合

ウ その他審査結果に影響を及ぼすような不誠実な行為（審査員及び事務局に対し、不正な接触を図るなど）を行った場合

(5) 尼崎市は、契約予定者が委託業務を執行するために必要な場内の施設、設備等を利用できるよう調整します。

なお、尼崎市の所有又は管理する備品を使用する場合、必ず尼崎市の許可を得ることとします。

(6) 契約予定者は関係機関、業者、周辺住民等との調整・交渉等を含め、尼崎市と協働してボートレースチケットショップ神戸新開地の運営にあたることとします。

(7) 契約予定者は、自らの判断、創意工夫により最少の経費で最大の効果を上げるよう業務遂行に努め、対応は全て契約予定者が処理するものとします。ただし、不測の事態が生じた場合、適宜、尼崎市と協議しながら業務を遂行することとします。

(8) 契約予定者はボートレースチケットショップ神戸新開地の運営にあたり、不測の事態が生じたとき及び第三者に損害を与えたときに備え、その損害を賠償するための保険に加入するなど、危機管理に必要な措置を講じることとします。

(9) 周辺の関係する自治会との従前からの取り決めや申し合わせ事項等に十分配慮のうえ業務を行うこととします。

(10) 設備の新設及び修繕が必要となった場合は、尼崎市と協議するものとします。

(11) 契約予定者の責による契約解除又は契約不履行が生じた場合、尼崎市が損害を受けることが無いよう、賠償の責を負うものとします。

(12) 本委託業務が尼崎市議会において予算不成立の場合、これを実施せず、それに伴い参加事業者には損害が生じた場合、本市はその損害を賠償しません。

(13) 契約の相手方となった事業者は、尼崎市公営企業局契約規程に基づき契約締結時に契約保証金を納付しなければなりません。

(14) その他、定めのない事項が生じた場合、尼崎市と協議することとします。

5 応募方法

(1) 参加申込み

ア 参加申込書類の提出

提案競技に参加するものは、次の期間中に次に掲げる申請書類を提出すること（別添の様式を使用すること）。なお、参加申込を行わない応募者はプレゼンテーション等に参加することができません。

- ・提出期間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月25日（木）
午後5時（必着）
- ・提出書類 「ボートレースチケットショップ神戸新開地における場外及び場間
場外発売事務委託提案競技参加申請書」（様式1）
「誓約書」（様式2）
「事業者情報カード」（様式3）
「共同事業体構成表」（様式4）

イ 参加申込の辞退について

参加申請書提出後に辞退する場合、別添の「ボートレースチケットショップ神戸新開地における場外及び場間場外発売事務委託提案競技参加辞退届」（様式6）を速やかに提出すること。その際に尼崎市より提供済資料の返却の要請を受けた場合、それに応じること。

(2) 企画提案に関する質問事項について

- ア 質問期間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月26日（金）まで
各日とも午前9時から午後5時まで
- イ 質 問 質問書（様式5）によりFAX又はメールにて送信すること。
FAX：06-6419-0028
Mail：ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp
- ウ 回 答 令和7年10月10日（金）までに参加申込者全員にFAX又はメールにて送信

なお、電話や訪問等、質問書以外の方法による質問は受け付けません。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

「ボートレースチケットショップ神戸新開地における場外及び場間場外発売事務
委託企画提案書」(様式 7)(企画提案書様式は、参加申請書提出時に配布する。)

イ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部 開催運営課

〒660-0082 尼崎市水明町 1 9 9 番地の 1

電話 : 06-6419-3181 FAX : 06-6419-0028

ウ 提出方法

持参に限る(電話予約が必要)

令和 7 年 1 0 月 1 0 日(金)から令和 7 年 1 1 月 6 日(木)まで

各日とも午前 9 時から午後 5 時まで

エ 提出部数

書式は特に指定されたものを除き、原則として A 4 判(縦・横いずれも可)として、1 2 部提出するものとする。

なお、登録事項証明書及び法人税等納税証明書は、1 部を原本とし、残り 1 1 部はコピーを添付すること。

(4) プレゼンテーション

令和 7 年 1 1 月 1 7 日(月)予定(実施時間・実施場所については別途連絡します。)

(5) 問い合わせや書類の提出について

下記の日は BOATRACE 尼崎の閉場日または本市職員の休務日のため、問い合わせや書類の提出を受け付けることができません。下記以外の午前 9 時から午後 5 時の間に行ってください。

(閉場等により受付や問い合わせが出来ない日)

9 月 : 13 (土)、14 (日)、15(月)、20(土)、21 (日)、22(月)、23(火)、27(土)、
28(日)

10 月 : 4 (土)、5 (日)、11(土)、12(日)、13 (月)、14(火)、15(水)、16(木)、
17(金)、18 (土)、19 (日)、25 (土)、26 (日)

11 月 : 1 (土)、2 (日)、3(月)、8(土)、9 (日)、15(土)、16(日)

6 契約の締結等

- (1) 何らかの事情により第1順位の者と契約できない場合、次点者を契約予定者とし、契約交渉を行うことがあります。
- (2) 企画提案書に記載され、審査で評価した項目は原則契約時の仕様に反映します。ただし、契約締結段階においてプレゼンテーション及びヒアリング時に確認等が行われた事項等について仕様に盛り込むなど、契約予定者との協議により必要に応じて項目の追加、変更、削除を行うことがあります。
- (3) 選定後、契約予定者は尼崎市と委託業務の仕様内容について協議の上、その詳細を決定し準備が整った段階で受託者として随意契約により契約を締結します。

以 上